

マンション管理士派遣制度

無料!

1 申込者

申し込みできる方は、越谷市分譲マンション登録制度に登録した管理組合等です。

2 相談時間及び相談内容

□ 相談時間

1回の相談時間は2時間を目安とします。



□ 相談できる内容

【管理運営の改善を目的とした相談】

- ・管理組合が運営実態がない
- ・管理組合総会において議事録を作成していない
- ・管理組合の組合員名簿がない
- ・総会または理事会を開催していない
- ・管理規約がない、又は規約はあるが一度も改正したことがない
- ・管理費を徴収していない
- ・修繕積立金を徴収していない
- ・徴収している管理費及び修繕積立金の区分経理がされていない
- ・管理委託契約の契約書がない
- ・大規模修繕を実施していない(築20年以上)
- ・長期修繕計画がない

【管理運営の維持向上を目的とした相談】

- ・長期修繕計画や修繕積立金を専門家に見てほしい
- ・修繕積立金を増額したい
- ・管理規約を改正したい
- ・大規模修繕工事を実施したい
- ・長期修繕計画の作成、又は見直しをしたい
- ・マンションの適正管理に関すること
- ・管理組合等の運営に関すること
- ・その他の相談

※ 詳細な調査や見積・設計等の実務は、本事業の対象外です。



3 派遣に掛かる費用

派遣及び相談費用は無料です。越谷市が全額を負担します。

派遣制度ご利用には、まずはマンションの登録を！
同封の「越谷市マンション管理組合等登録届」を
下記へご送付いただくか、FAXまたはメールでも受け付けております。
(メールの場合は、件名に「越谷市マンション管理組合等登録届の送付」とご記入ください。)

《登録のお申込み&
お問い合わせ先》



越谷市役所 建築住宅課
住所 : 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL : 048-963-9205
FAX : 048-965-0948
E-mail : kenju@city.koshigaya.lg.jp

